

国民健康保険税のお知らせ

○国民健康保険税（国保税）の軽減制度の対象世帯が拡大しました

国保税算定の基礎となる世帯の前年の総所得金額等の合計額が一定の基準以下の場合、所得等に応じて均等割額と平等割額が7割、5割、2割の割合で軽減されます。今回、国民健康保険法施行令の改正により、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。7割軽減は変更ありません。

<世帯主と国民健康保険の被保険者全員及び特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計額>

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
改正前	33万円以下	33万円+（ 27.5万円 ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下	33万円+（ 50万円 ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下
改正後		33万円+（ 28万円 ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下	33万円+（ 51万円 ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保の方です。

なお、基準額を下回っていても所得が未申告の場合には軽減されません。必ず申告してください。

○国保税の期別が9期になり納期数が増えました

昨年からの年間の保険税を、原則9期（7月～翌3月）の9回で納付していただくようになり、1回あたりの保険税額が減り納めやすくなりました。なお、期が増えることにより年間の保険税額が増えることはありません。

年度の途中で国保に加入した場合は、加入時期により納税通知書の送付時期及び納付回数が異なります。

○国保税の期限内の納付をお願いします

普通徴収（納付書による納付）の場合、納期限は7月～翌3月までの月末です。（※）

国民健康保険は、安心して医療を受けられるよう健康を守ってくれる大切な制度です。健全な運営を支えるため、国保税の納期内納付をお願いいたします。

納付は口座振替が便利です。国保税の納付が困難な場合などには、お早めに税務課収税グループ（窓口5）にご相談ください。

※納期限が休日の場合は翌営業日となります。12月は年末のため異なる場合があります。

【お問合せ】 税務課 税務グループ ☎63-1111 内線132～134